

## IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

### 比較可能性-非連結の組成された企業に関する開示



IFRS第12号「他の企業への関与の開示」が2013年1月1日より適用された<sup>1</sup>。本基準書は、子会社、共同支配の取決め、関連会社及び非連結の組成された企業への関与を有する企業の開示要件を含んでいる。「関与(interests)」は、ある企業を他の企業の業績からのリターンの変動性にさらず契約上及び非契約上の関与を指すものとして広く定義されている。

金融危機の際に、組成された企業への関与により報告企業がさらされるリスクについての透明性が欠けているという問題点が広く認識された。IASBは、組成された企業への関与に関する特定の開示をIFRS第12号によって義務付けることで、この問題に対処した。

本稿<sup>2</sup>では、IFRSに基づいて財務報告を行っている銀行10行の財務諸表における非連結の組成された企業に関する開示を取り上げている。このうち、8行の財務諸表は2013年12月31日に終了する会計年度のもので、2行の財務諸表は2014年10月31日に終了する会計年度のものである。EUはIFRS第12号の適用日を2014年に延期しているが、サンプルとして取り上げた欧州の銀行は8行中7行が2013年に本基準書を適用した。

<sup>1</sup> EUは適用日を2014年1月1日に延期したが、早期適用は認めている。

<sup>2</sup> KPMG ISGより公表しているThe Bank Statement Q4 2014 NEWSLETTER

(<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/ifrs-newsletters/Pages/ifrs-banking-newsletter-16.aspx>)の記事 “How do you compare? Disclosures about unconsolidated structured entities”をベースにしている。

## 組成された企業の定義

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である。組成された企業は、以下の特徴の一部または全部を有していることが多い。

- 活動が制限されている
- 限定的かつ十分に明確化された目的を有している
- 資本が不十分なため、劣後の財務支援なしにその活動に必要な資金調達ができない
- 契約上関連している商品の形(トランシェ)での融資により、信用リスクやその他のリスクの集中を創出する

銀行は、多くの場合、特定の事業目的を達成するため、または顧客の取引を促進するために、このような組成された企業への投資や設立を行う(例:資産のリパッケージ、証券化及びアセット・マネジメント)。

## 要求される開示

開示は、財務諸表利用者が非連結の組成された企業への関与に関しての、以下の評価を可能にするための情報提供を目的として要求される。

- 関与の内容及び程度
- 関与に関連するリスクの内容及びその変動

これらの開示は、過去の期間における非連結の組成された企業に対して有していた関与によるリスクに対する企業のエクスポージャーについても要求される(報告日現在で組成された企業との契約上の関与をもはや有していない場合であっても同様である)。これには、企業がスポンサーとなっている組成された企業についての特定の開示が含まれる。

本稿では、個別の判断が必要となる以下の開示規定に焦点を当てている。

| 関与の種類                                  | 要求される開示                            |
|----------------------------------------|------------------------------------|
| 報告日現在で関与を有している組成された企業                  | 関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーをどのように算定したか |
| 報告日現在で関与を有していないが、企業がスポンサーとなっている組成された企業 | スポンサーとなっている組成された企業をどのように決定したか      |

また以下では、「企業は、通常の顧客とサプライヤーの関係だけでは、必ずしも他の企業への関与を有さない」というIFRS第12号のガイダンス<sup>3</sup>を銀行がどのように解釈しているかについても、取り上げている。

3 IFRS第12号の付録A

## 判断の実例

### 損失に対する最大エクスポージャーの算定

サンプルとして取り上げた銀行の多くは、非連結の組成された企業への関与によって生じる最大エクスポージャーの算定方法を開示していた。

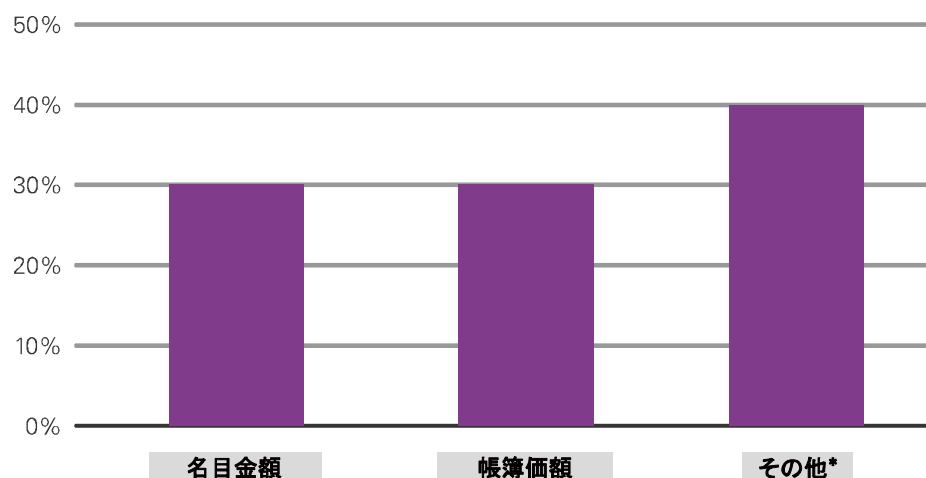
| 関与の種類               | 最大エクスポージャーの算定方法     |
|---------------------|---------------------|
| ローン及び有価証券等のオンバランス項目 | 帳簿価額                |
| デリバティブ              | 名目金額、帳簿価額、またはこれらの両方 |
| 流動性ファシリティ           | 使用額に加えて未使用額も開示      |
| 保証等の信用補完            | 保証金額                |

サンプルとして取り上げた銀行のうちの3行は、非連結の組成された企業との特定のデリバティブ及びその他の取引を損失に対する最大エクスポージャーの開示から除外したことを明確にしていた。3行のすべてが、組成された企業のリスクまたは変動性を生み出すデリバティブを(吸収するデリバティブではなく)除外していた。ある銀行は、複雑でない、かつ当該銀行に僅少な信用リスクしかもたらさない通貨スワップ及び為替デリバティブについても除外していた。さらに、もう1つの銀行は、重要でないエクスポージャー(すなわち、当該銀行がさらされている非連結の組成された企業の損失に対する最大エクスポージャーが10%以下である場合)を除外していた。

ある銀行は、クレジット・デフォルト・スワップを除いて、デリバティブ・ポジションに関する損失に対する最大エクスポージャーを見積ることは不可能であったと述べていた。

以下の図は、デリバティブのリスクに対する最大エクスポージャーについて、サンプルとして取り上げた銀行が提供した定量的開示の種類の分析を示している。デリバティブの帳簿価額を開示した銀行の一部は、その帳簿価額が損失に対する最大エクスポージャーに相当するかを明確に示していない。

### デリバティブによって生じる損失に対する最大エクスポージャー

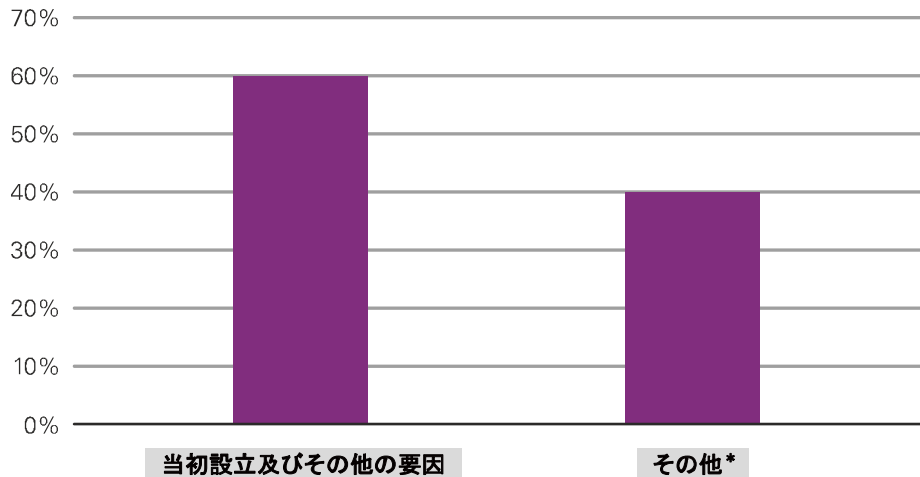


\*「その他」には、IFRS第12号を適用していない銀行1行、及びデリバティブの開示または数値の開示を行っていない銀行3行が含まれている。

## 銀行がスポンサーとなっている組成された企業の決定方法

サンプルとして取り上げた銀行のうち、スポンサーとなっているか否かを決定するにあたり使用した基準を開示した銀行はすべて、組成された企業の当初設立及び設計への直接的な関与を挙げている。

## 銀行はどのような場合に自らがスポンサーであるとみなすか



\*「その他」には、IFRS第12号を適用していない銀行1行、及びどのような場合に自らがスポンサーであるとみなすかについて明確化していない銀行3行が含まれている。

サンプルとして取り上げた銀行は、当初設立及び設計の他に、以下を要因として挙げている。

- 銀行が組成された企業の主な利用者であること
- 銀行の名称が組成された企業の名称または組成された企業が発行した商品の名称の一部として用いられていること
- 銀行が組成された企業の業績を明示的または非明示的に保証していること
- 銀行が組成された企業に対して流動性を供給していること
- 銀行が組成された企業に対して業務上の支援を提供していること
- 銀行が組成された企業に対して継続的関与を有していること
- 市場参加者が組成された企業と銀行を合理的に結び付けることができること
- 銀行が組成された企業に資産を譲渡したこと

一部の銀行は、これらの要因の組み合わせを参照してスポンサーの定義を決めているが、その他の銀行は単一の要因を参照して定義を決めている。

## 通常の顧客とサプライヤーの関係

「企業は、通常の顧客とサプライヤーの関係だけでは、必ずしも他の企業への関与を有さない」というIFRS第12号のガイダンスに言及していた銀行は1行のみであった。その銀行は、通常の事業過程において生じる関与について、以下の概要を開示していた。

- 組成された企業の親会社によって保証が提供されている特定の商業用貸付及び企業貸付
- デリバティブ取引を含むトレーディング・エクスポージャー

## 日本の金融機関における開示動向

日本の金融機関においては、グループ内で大きな比重を持つ主要企業を中心に、伝統的に当該主要企業の単体決算に重きが置かれてきた。現在では当然に連結決算のために必要な情報を傘下の子会社・関連会社から収集する十分な体制が整備されているが、非連結ないしグループ外の企業に関する情報となると、把握している情報量に限りがあるのが一般的である。このため、IFRS第12号の開示規定への対応にあたり、特に非連結の組成された企業への関与に関する情報の収集体制をいかに構築するかがポイントとなり、その程度が開示情報の内容や精度に影響を与えと考えられる。

## Contacts

### 金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: [tamami.okawa@jp.kpmg.com](mailto:tamami.okawa@jp.kpmg.com)

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: [tomomi.mase@jp.kpmg.com](mailto:tomomi.mase@jp.kpmg.com)

廣瀬 文人

T: 03-3548-5102

E: [fumito.hirose@jp.kpmg.com](mailto:fumito.hirose@jp.kpmg.com)

江崎 千香

T: 03-3548-5102

E: [chika.ezaki@jp.kpmg.com](mailto:chika.ezaki@jp.kpmg.com)

---

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

[azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年1月に発行した「THE BANK STATEMENT Q4 2014 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs](http://www.kpmg.com/jp/ifrs)

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。